

平成 27 年 11 月 11 日
消費者庁消費者制度課

消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律の施行に伴う政令(案)、内閣府令(案)、ガイドライン(案)等に関する意見募集の結果について

1 意見募集の対象

- ・「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令(案)」(概要)
- ・「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則(案)」
- ・「消費者契約法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」
- ・「内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」
- ・「特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン(案)」
- ・「適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂(案)」
- ・「消費者裁判手続特例法第 27 条の規定に基づく相手方による公表に関する留意事項について(案)」

2 意見募集期間及び意見の提出方法

- (1) 意見募集期間 平成 27 年 6 月 10 日(水)から 7 月 10 日(金)まで
- (2) 意見の提出方法 電子メール、FAX 及び郵送

3 意見募集の結果

- (1) 提出意見の件数(意見提出者数) 63 件

(2) 項目別の意見件数

項 目	件数
消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行令(案)	2
消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則(案)	143
簡易確定手続申立団体による通知	27
情報開示義務	59
説明義務	29
業務規程の記載事項	1
他の特定適格消費者団体への通知等	27
内閣府の所管する消費者庁関係法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令(案)	2
特定適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン(案)	387
特定適格消費者団体の認定	190
活動実績	31
体制及び業務規程	64
理事及び理事会	6
被害回復関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験	28
経理的基礎	4
報酬及び費用の基準	20
被害回復関係業務以外の業務	1
業務規程の記載事項	36
有効期間の更新、合併の認可及び事業の譲渡の認可	34
被害回復関係業務等	77
簡易確定手続申立団体による通知	6
説明義務	12
授權契約の拒絶及び解除	2
特定適格消費者団体の責務	19
財産上の利益の受領の禁止等	38
監督	81
不利益処分等	64
報酬及び費用等についての監督	17
その他	5
適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドラインの改訂(案)	2
消費者裁判手続特例法第 27 条の規定に基づく相手方による公表に関する留意事項について(案)	21
その他	12
合計	569

(3) 意見の概要及びこれに対する考え方
別紙のとおり。

以上